

平成29年11月

平成29年11月以降の法定資格講習検定試験の実施について  
(不正行為への厳格化に伴う対応)高圧ガス保安協会  
教育事業部

高圧ガス保安協会（KHK）が行っている製造保安責任者等法定資格講習の検定試験において、平成29年11月以降、不正行為への厳格化に伴う対応として、下記の通り、実施します。

これは、昨年（平成28年）11月より実施している携帯電話、スマートフォン等の通信機器（以下「通信機器」という。）を用いた不正行為への防止対策をさらに充実し、厳格・かつ公正な検定試験運営を目的としたものであり、受検者の皆様につきましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細は、協会HPの「受検上の注意」で必ずご確認ください。

## 1. 実施方法（平成29年11月以降の主な変更点）

- (1) 検定の試験問題用紙は、検定試験途中、検定試験の終了後にかかわらず、すべての受検者から答案用紙を提出時に回収します（途中退室せず試験終了まで受験されていた方も回収します。）。なお、回収された試験問題用紙は返却しません。また、未使用の試験問題用紙も提供しません。
- (2) 試験問題は、一部例外の講習を除き、試験日の翌日以降指定した期間、KHKホームページ（<http://www.khk.or.jp>）に掲載します。期間後の照会にはご対応いたしかねますので、ご了承ください。

## 2. 試験中における通信機器等の取扱について

- (1) 試験中は、通信機器等（時計型を含む。）の使用及び作動を禁止します。これらの通信機器等を時計及び電卓の代わりに使用することはできません。
- (2) 試験中に通信機器等を身につけている状態、または使用可能な場所（机の中など）に所持していることが確認された場合は、電源のON（マナーモードを含む。）・OFFにかかわらず不正行為とみなします。
- (3) 不正行為が判明した場合には、直ちに解答行為の停止を命じ、試験問題用紙、答案用紙及び受講票・受検票等関係書類は没収され、本試験は失格（無効）とします。

【本件のお問い合わせ先】 KHK 教育事業部 野久保、鈴木、熊谷  
電話03-3436-6102